

学校生活で事故やケガが起こらないように！

誰もが未然防止に努め、安全に気を配っています。
けれど、残念ながら発生してしまった場合には、
速やかに対応し、必要なだけ安静にし、
しっかりと回復することが大切です。
もしも、学校でケガなどをした場合には
必ず授業の先生、担任・部顧問の先生にお話して、
保健室を利用してください。
～「これくらい大丈夫だろう」自分で判断し
悪化させてしまうことがあります。～

**受診した場合は必ず、
保健室に報告してください。**

ケガをすると
それまであたり前にできていたことが
できなくなってしまうです。
それは身体的に不自由になるだけでなく、
精神的にも「しんどい」ことです。
ケガなく過ごせることが何よりです。

**寝不足や食生活の乱れなどが
注意力を低下させてしまうといわれています。**

**規則正しい生活が
予防の第一歩です。**

学校管理下でケガをした場合に、
その医療費に応じて給付を受けられる制度に
全員が加入しています。

『独立行政法人 日本スポーツ振興センター (JSC)』の災害共済給付制度 について

<対象>

学校管理下(授業中・部活動中・休み時間・登下校
時など)において発生したケガなどのために受診し、
支払った医療費が1,500円を越えた場合(そのケガ
が治るまで)対象となります。(1回の通院でもX線
撮影などした場合には対象となることが多いです。
医療機関が2カ所になってもかまいません。)

<給付金>

医療費は保険に加入している場合、本来の3割分を
窓口で支払っています。窓口で一旦支払った後、学
校をとおして手続きをすることによって、1割分が
付加されて4割分の金額の支給を受けることがで
きます。

例) 本来の医療費 5,000円の場合
→ 自己負担(3割分) 1,500円
+ 付加分(1割分) 500円
→ 給付金額(4割分) 2,000円

* 自治体の「こども医療助成制度」などを
利用した場合、自己負担が無料でも、
付加分(1割分)が支給されます。

<手続き>

- 1 「災害発生報告書」と
「口座振替払申出書」を書いて
提出する。

↓ この報告書に従って学校で書類を作ります。

- 2 学校からの書類は
受診した医療機関・薬局などへ
学校から依頼します。(毎月)

医療機関・薬局に証明していただく
書類があります。
証明していただいた書類は医療機関等
から学校に返送してもらいます。

提出書類がそろったら、
学校から教育局などを經由して、
JSCへ給付申請の手続きをします。

- 3 受診するたびに必ず
保健室に報告する。

ケガが治るまでの受診の医療費が
↓ 対象になります。

- 4 最後の受診の報告で終了！

* 整骨院などの医療費も対象となります。
* 文書料が発生する場合には自己負担になります。

「まだ、報告していなかった…」
という人は、保健室へ！